

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番17、14番 辻本君。

〔14番（辻本 勉君）登壇〕

○14番（辻本 勉君）皆さん、ご苦労さんでございます。今回18人の一般質問ということだったんですけども、スムーズな一般質問でありまして、もう残り2人になりました。あと2人ですので、最後まで頑張っていたきたいと思います。

早いもので、もう12月になりまして、この12月定例会が終わりますと、もう本当に年末年始にかかってきます。今年1年間、いろんな形で議会活動を頑張ってきたわけですが、橋本市で今年が一番の出来事は何か考えて考えたときに、私は平木新市長が誕生したことではないのかなと思います。新しい市長ができて、新しい橋本市をつくっていくために頑張っていたらとということで、当初は平木市長になって何か変わるんですか、全然変わらへんの違うんですかというような方が結構おられました。しかしながら、大変厳しい財政状況とかいろんな状況の中で、それなりに一生懸命頑張っていたらとるんかなと思うんですけども、まだまだ平木カラーは出ていないのではないかなと。来年度の当初予算が、今ヒアリングでされておるんですけども、ここで初めて新しい平木市長のカラーが出てくるのではないかとということで、期待をしておりますので、市長にはぜひ頑張っていたきたいなと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、ひきこもり支援と嘱託職員の賃金についての2点であります。この問題につきましては、どちらも過去2回質問しております。ひきこもりは2010年9月と2012年3月に、嘱託職員の賃金については、2007年12月と2010年9月であります。少しは、その一般質問の影響を受けまして、改善され、改革もされておるんですけども、まだまだ不十分であると考えております。今回は、より良い答弁がいただけるものと期待をしておりますので、よろしく願いいたしておきます。

それでは、一つ目の質問から入っていききたいと思います。

ひきこもりの現状と支援及びひきこもり検討委員会設置について。

ひきこもりについては、冒頭で述べましたとおり、2010年9月と2012年3月の2回質問させていただきました。そのときの答弁では、現状認識があまりにも甘いと感じました。

不登校については、行政も教育委員会や学校現場等において力を注いでいただいております。改善傾向が見られます。家庭教育支援もそうなんですけども、しかしながら、ひきこもりは、民間や支援者やボランティアに任せることが多く、行政としての取り組みが弱いように思われます。

行政として、最低限現状把握だけでも的確に行う必要であるのでは。また、前回の質問時にひきこもり検討委員会の設置をお願いしたところ、早急に設置する旨の答弁がありました。その後、どのようになっているのかお答えをいただきたいと思っております。

超高齢化、人口減少社会において、働けない、働くことが難しい若者に支援を行うことは、未来への社会投資であると言われております。本市としても、行政としてやるべきことはいろいろあるのではないかと思います。特に、居場所づくりについては、行政の責務と考えております。

①ひきこもりの現状と今後の支援についてであります。まずは、現状把握が大変大事でありますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

二つ目、行政の責務としてやるべきことについて。ひきこもりについては、保護者、支援者、ボランティア、そして行政の役割分担が大変大事ではないかと思っておりますので、その辺について、行政の責務についてご答弁をいただきたいと思っております。

三つ目、ひきこもり検討委員会の設置についてであります。これは、一度要綱の見直しがありまして、以前はできてなかったことがあるんですけども、最終的には、前回の質問のときに、24年5月に設置をしていくという方向でご答弁をいただいております。実際、設置されたのかどうか。いつ設置され、その中身はどうなっているのか。そして、今日まで何回検討委員会が開かれ、どのような議論がなされたのかについてお答えをいただきたいと思っております。

続きまして、二点目であります。嘱託職員の賃金と再任用制度についてということで、本年4月に退職市職員（平成25年度）を十数名嘱託職員として再雇用されています。来年度も同様、人数の変更はあるんですが、採用される予定だと聞いております。この方々については、基本的には月額15万円の賃金での雇用契約であります。

そこで、ここが問題であります。一般の嘱託職員は、初年度の者であっても5年、10年

の経験者であっても、13万8,400円となっております。以前から嘱託職員の賃金見直しについて提案してまいりました。

嘱託職員は正社員と比べても大きく劣ることなく、経験によりスキルアップもしています。貴重な戦力であります。やる気のある職場にし、モチベーションを上げることが、ひいては市のため、市民のためになるでしょう。

嘱託職員の賃金を見直すべきと考えます。実際のところ、15万円と13万8,000円という違いがあります。これは大きな問題でないかなど。基本的には、市職員のOBであっても、一般の嘱託職員であっても、同一賃金、同一労働の観点からいきますと、当然同じ金額にしていくべきではないかなど思っておりますので、その辺についての見直しをされるんかどうかお尋ねをしたいと思っております。嘱託職員の賃金を見直すべきだと考えております。

また、再任用制度っていうことが言われておるわけでありまして、議会でも議決をしておるんですけども、現在の市職員のOBの再雇用が、再任用制度に乗っていないという言葉をお聞きしておるんで、その辺について説明をお願いしたいと思っております。

まず、一つ目の嘱託職員の賃金について詳しくお教えいただきたい。そして、見直しはしていただけるのかどうかをお答えいただきたいと思っております。

それと、すり合わせのときに、ちょっとお願いしておったんですけども、平成25年度の嘱託職員の人数と時間外、これは総額でいいんですけども、時間外についてもお答えいただきたいと思っております。

2番目、今後の嘱託職員の要員計画と雇用計画について、どうなっておるのか具体的にお答えください。

続いて、3番の再任用に関する条例につい

てでありますけども、この説明を再度お願いしたいのと、先ほども申し上げたとおり、本年度の嘱託職員採用から実施されているのかどうか。お答えをいただきたいと思っております。

以上、この壇上での質問を終わりたいと思っております。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君の質問項目1、ひきこもりの現状と支援及びひきこもり検討委員会設置に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）一点目のひきこもりの現状と今後の支援についてお答えします。

ひきこもりは、本人にとっても、家族にとっても、デリケートな問題であり、その実態把握は容易ではなく、国においても、あくまで推計値で示すことしかできていません。

内閣府が平成22年7月に実施した若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）によると、全国の15歳以上39歳以下の若者3,880万人について、ひきこもり群を推計したところ、狭義のひきこもり者とされる自室から近所のコンビニまでの活動範囲の者の全国推計数は23万6,000人で、有効回収率に占める割合が0.61%となっています。また、準ひきこもり者とされるふだんは家におり、自分の趣味の用事のときだけ外出できる者は46万人で、1.19%です。

この調査結果を橋本市の15歳以上39歳以下の若者1万6,884人、平成26年10月末現在です。に、当てはまると、狭義のひきこもり者100人程度、準ひきこもり者200人程度で、ひきこもり者としては、合計300人程度の推計数となりますが、実態把握ができていない現状では、明確に実数をお示しすることはできません。

平成23年1月の相談窓口の設置以降、福祉

課において相談支援等のかかわりを持ったひきこもり者は36人で、推計数から考えますと、ごく一部であると認識しています。

今後、地元の実情に精通した民生委員・児童委員等に協力をいただきながら、ひきこもり者の実態把握に取り組んでいきたいと考えています。

また、今後の支援については、ひきこもり者やその家族への相談支援の実施、広報はしもとやホームページによる相談機関・支援機関に関する情報の提供、ひきこもり問題に関する啓発等を実施していきたいと考えています。

特に、若者世代のひきこもり者への対応については、ひきこもり支援サークルとらいあんぐるや平成25年9月に開設された若者サポートステーションWithYouきのかわなど関係機関との連携により、切れ目のない支援を図っていきます。

次に、二点目の行政への責務としてやるべきことについてお答えします。

ひきこもり状態が長期化すれば、当事者の社会生活の再開が困難になるばかりでなく、ひきこもりの要因である精神症状や障がい等の顕在化・深刻化が懸念されます。また、収入がなく、生活保護受給となれば、社会負担の増大にもつながることになります。

市としても、早期の本人や家族による自発的な相談を促し、長期化の防止、精神症状等ひきこもり要因の早期発見と適切な対応につながる支援を行うことが、行政の責務であると考えています。

また、ひきこもり者の居場所づくりも重要な課題であると考えており、その手法について検討してまいります。

三点目のひきこもり検討委員会の設置についてですが、平成24年3月9日に庁内関係課を構成員として、橋本市ひきこもり者支援検

討会を設置し、同年5月18日に第1回検討会を開催しました。同年9月14日には、第2回検討会として、和歌山県精神保健福祉センターが開催するひきこもり専門研修会に参加しましたが、その後検討会は開催されず、現在に至っています。

ひきこもり事案については、ひきこもり支援サークルとらいあんぐるとの定期的な会議において、困難案件について協議を行い、必要であれば、関係機関と連携して対応してきました。

今後、庁内関係各課にわたる案件については、橋本市ひきこもり者支援検討会で情報や問題の共有化を図ることにより、支援機能の向上に取り組んでいきます。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君、再質問ありますか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）①の現状の把握と支援についてなんですけども、前回質問させていただいたときは16人程度ということで、ちょっと間の抜けた答弁をいただいたんですが、今回は推計の数字をいただいとるんですけども、これについても、内閣府がやった実態調査を参考にしながら、単純計算をしとるというだけのことなんです。

そしたら、ほんまに大事な実態把握を何年もほったらかしで、してないということになるわけでしょう。今の段階になって、初めて民生委員や児童委員の力を得ながら調査を進めていきたいということなんですけど、これ、私が2回もやっている、2010年の段階からいけば、その段階から調査をできるわけでしょう。民生委員・児童委員の方、自治会等をいろんな観点から、調査をしようと思えばできるわけですね。それをなぜ怠らたっておったんかということ、ちょっと問題があるんで、ご答弁をいただきたいと思います。

大変難しい問題はわかるんです。そうでしょう。いろんな個人情報の問題もあって、大変難しい。表に見えてこないという問題もあるんですけども、介護の問題とか要介護者とか、老老介護、独居老人、この辺の調査はもうされていっとるわけでしょう、民生委員とか自治会を通じて。

そしたら、なぜひきこもりについての現状把握が今までできてなかったことについて、ご答弁をいただきますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今ご指摘の点は、まさに取り組みがちょっと遅れておるといご指摘、そのとおりに思います。

実際、先ほど答弁させていただいた中で、23年1月に相談窓口を福祉課において設置してから相談件数をご報告しましたけれども、その中には、やはり数件、民生委員を通じてのご相談もあったということで、民生委員のそういう活動の中で、そういうひきこもり問題の意識も当然持っていただいていたのかなと。ただ、行政として積極的に実態把握に取り組んでこなかったという点は、非常に反省すべき点だと考えております。早急にご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）遅いかなと思いますね。待ちの姿勢っていうのかな、相談に来られたから、だいたい実態を把握していくんじゃないし、もっと行政として積極的に実態把握をしていくということではないかと、僕はこの問題は解決しないんじゃないかなと思うんです。それにつきまして、再度また質問しなくてもええように、積極的に調査をしてください。

推計は出ておるんですけども、先日、とらいあんぐるが講演会をされました、ひきこもりに関するね。そこで、講師の方が現状をど

うってという資料が、私もいただいたんです。健康福祉部長も来られていましたね。来ていただいたとったんで、大変熱心に取り組んでいただいとるとするのはわかるんですけども、基本的には、こないだの話では、ひきこもりが150世帯ぐらいの割合である。ニートは300人程度ということで、やはりひきこもりも含めて、ニートとひきこもりの無業者ていうか、働けない若者ていうか、この辺の問題が大変、今後とも本市にとって大事な問題でありますので、とりあえずまずは実態調査を速やかにやっていただくということをお願いしておきたいと思います。

それと、支援の問題なんですけども、支援については、若干支援が弱いといいますか、はっきり言いまして不登校とか、午前中の質問にもあったんですけども、15番議員の質問にもあったんですけども、不登校、家庭教育支援、この辺については結構取り組んでいただいております。行政のほうも、教育委員会中心になって、学校現場でもやっていただいておりますし、午前中の答弁では、健康福祉部のほうの子ども課、福祉課、健康課、教育相談センター、青少年センターですね。これは社会教育課でやっているんですけども、この辺は取り組みをかなりしていただいておりますのに、ひきこもりについては、全くその辺の支援がされてないと、私は思うんです。実際のところね。若干の相談窓口ができたりしてはいますけども、その辺が大変弱いんで、これはもう健康福祉部だけじゃなしに、教育委員会も巻き込んだ中で、全市的にやっぱり取り組んでいくということでないだめだと思えますんで、このことについて、教育委員会のお考えを少しだけ聞きたいんですけども。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）教育委員会としましては、辻本議員おっしゃられるとおり、不登

校問題等については力を入れて取り組んでおります。私自身も、現場でおりましたときに、不登校の子どもたちといろいろな教育的な一緒になって活動するというをしております、その後のフォローがどうなっていたかということ、やはりなかなか次から次へやってくる子どもたちに対応するので、次のフォローについては、今存在する子どもたちについてい目が行ってしまう。後のフォローの部分に、なかなか手が及ばないというのが現状です。

ただ、ひきこもり、特にとらいあぐるの方々とかサポートステーションの方々が頑張っておられる部分はよくわかりますし、先ほどお話しされたように、将来への投資っていうお話もありました。それと同時に、ひきこもりになられた方々の自分の人生、いわゆる自己実現という人間としての生きざまにもかかわることだと思っております。

受け合えるところ、福祉部とも相談しながら、自分たちが今まで実践してきた不登校児童生徒への対応と交えながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）ありがとうございます。

これからスタートという気持ちで、ぜひとも積極的にかかわっていただけたらなと思います。

続いて、2番のところの行政の責務としてやるべきことについてですけども、相談の問題とか早期発見にかかわっていくということはわかるんですが、先日の講演会のときに、講師の先生と、私、お話しさせていただいて、いろんな形でひきこもりについてかかわっていただいております。保護者もそうですし、支援者、ボランティア、いろいろかかわっていただいておりますけども、そして、行政は何をするべきですかと。行政としてやらな

んことは何ですかということでお尋ねいたしました。

そしたら、やはりその子どもたちの居場所、青年の居場所づくりが行政のやるべきことではないんですかというお答えをいただいたんです。実際、今のところ、その青年たちの居場所が、はっきり言って、あまりありません。実際のところね。

このことに取り組んで、ぜひともいただきたいといいますか、前回の質問のときにもお話をさせていただきました。ボランティア、支援者の方々については、いろんな居場所を提供、特にとらいあんぐるにつきましても、居場所を提供していただいています。これはかなり老朽化しておりまして、危険な部分もありますし、もう少しいい環境の中で、提供いただいとるのに悪い環境と言うと怒られますけども、もう少しいい環境のところ、子どもたちの居場所づくりをやっぱりしていけたらなということで、前回は質問させていただきました。

そんな中で、本当にあれから何年かたっているんですけども、本当に行政として居場所づくりにかかわるとるんかどうか。積極的にそういうひきこもりの青年たちの居場所をどないかしてつくったろうという気持ちがあったんかどうか。あったのであれば、それなりに幼保一元化とかいろんなところで、あいたところが出てきますね。そんなところを活用してでもできるのではないかなと気もするんで、居場所づくりにほんまに取り組んでいただけるんかどうかっていうことについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしの居場所の件でございます。

居場所につきましても、これは重要な問題であると、まず認識してございます。ただ、

物理的な居場所の話も当然ございますし、それを運営する体制の問題もございます。答弁の中で、その手法について検討していきまますという言い方をさせていただいておるんですけども、実際、まず行政が今考えてございますのは、まず相談しに来ていただくのが出発点になってくるのかなと考えております。

議員おっしゃられる、いわゆる講演の中でも、ひきこもり者本人にとって、ひきこもり状態っていうのは、社会から引き込んだ、いわゆるストレスがない状態、本人にとっては一番楽な状態であるわけです。

また、行政からいえば、社会的損失は非常に大きな問題だという認識はございますが、事例によっては、家族にとっても、社会に対して隠していきたいというようなデリケートな問題という表現をさせていただきました。そのようなところもございます。

我々からドアを開きに、たたいて開くという取り組みよりは、ドアを開いていただくというのが、まず第一歩であろうかなと思います。それから、ご相談をさせていただいて、その要因の把握、例えば居場所といたしましては、それが障がい原因であれば、当然法制度に基づくそういう居場所というのは作業所でありますとか用意されている。その原因が複合してわかりにくい。いわゆる社会的なひきこもりという要因の居場所というのは、現時点であれば、今おっしゃられたNPO法人のとらいあんぐる等々がございます。若干なりとも、本市としては活動を支援させていただくという状況でございます。

また、法制度上の自立支援総合支援法に基づくセンター等も、事業者の方々からちょっと問い合わせも今ございまして、そこらあたりも検討していききたいなというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）もう具体的に、清水にある憩いの居場所というのが、大変老朽化しておるといふのであるんで、これは早急にやはり居場所を確保してあげなくてはならんと、僕は思うんです。これは何年もほったらかしなんですよ。そうでしょう。2010年に質問したときに、もうお願いしとるやつを、そのままになつとるといふことなんで、これは具体的にどうですか。ここをどうやとかそういう話がもう出てきても、僕はいいんじゃないかなと思うんですよ。私は、自分の頭の中にあるんですよ、何箇所かは。そうでしょう。それが当局から、せやから、先ほど言いましたように、相談業務どうのこうの言うてるけど、それはさっきも言ったとおり、待ちの姿勢なんや。行政は、そんな待ちの姿勢でおったらあかんねん。そうでしょう。そういう問題ある人が相談に来るまでほっといたら、来れない人もおる。来たら相談に乗りますよと。不登校でも来たって、相談に乗らんとたらい回しとる場合もあるんやからね。そんなんじゃないに、やっぱり行政はもっと積極的にかかわっていかんと、そうでしょう。橋本市の宝なんや、このこういう子どももせやし、青少年、青年というのが宝なんやから、それを、その子どもたちが、青年がきちっと生活できる、収容できる方向に持っていくというのが、これは市の責務やし、そのことが市の財産が増えるということでしょう。

せやから、もうちょっと居場所を、ここはどうですかとかそういうご答弁はないんでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点は、議員ご指摘の前段の実態調査に全力を傾注しまして、その中で、実態を把握した上でニーズ等を見きわめて、検討してまいりたいと思

います。

○14番（辻本 勉君）実態把握は当然大事なんで、それはやってもうたらええんや。それだけではだめやと言うとるでしょう。現在、その子どもたちが生活をしている居場所が危険で、今言えば状況的にもものすごく悪いと。それをどないかしてよという話なんやんか。そうでしょう。せやから、このひきこもりについては、ボランティアの方、支援者、親は当然、親族というのは、保護者というのは、当然のことなんですけども、支援者とかボランティアとかいろんな方がやっていただいとる。

実際のところ、私が何回か質問する前は、全く行政も関心も持っていなかった。そうでしょう。清水にあるとらいあぐるの居場所にも、知らない方がたくさんおった。そんな中で、いろいろ話をする中で、補助金もつけていただいた、少しはね。これも少しですけども、つけていただいた。そしたら、それだけでええんかいと。そうでしょう。そういう人たちに任すだけでいいんですかと。行政は行政として、やっぱりやらんなんことがあるでしょうということ、その中で居場所を確保してあげてほしいということなんで、何回も言うてるのに、その案すら出てこないというのは、僕はちょっとおかしいんかなと。

ほんで、もう言いますよ。実際のところ、早やってほしいのはね。せやから、まあいえば、学童保育が橋本小・中学校が一つになって、一貫教育をされとるでしょう、旧の橋本中学校のところに。そこで学童保育の建屋がええの建ててもらいましたわね、学童保育の部分は。そうでしょう。そしたら、旧の橋本小学校跡地に、学童保育の建屋が残つとるでしょう。学童保育やったら、ええの建ててやるんでしょ、言え。これは、放課後子ども教室も授業があつて、いろいろありますけども、ええの建ててやるわけでしょう。

そうしたら、ひきこもりの人たちの居場所を何で建てて、僕は建ててやれとは言いませんよ。あるものを、できたら活用したら、それだけで大変財政厳しい中でいえば、そうすればいいわけでしょう。

学童の部分については、放課後子ども教室の関係で補助金もあるやろうし、いろんな関係であるんですけどね。その辺も、子ども・若者育成支援の観点からいうても、そういうひきこもりに関する補助金もどっかにないのかなという気もするんです。

もともと子ども・若者育成支援推進法が、民主党のときにできかかっというやつが、ちょっと流れてしもて、ほんで自民党にもいろいろ取り組んどったけどできてないということで、問題はあるんですけども、何かの補助金も探したらあるんちゃうかなど。先ほど15番議員も、家庭教育支援の補助金の話も出ていましたけども、行政は自分ところが腹を痛めやんでも、国や県の補助金を取ってきたら、何かできないかできるやろということもあるんで、その辺も含めた中で、知恵を絞って、そうでしょう。

せやから、今度幼保一元化でこども園ができますね。ほな保育園、幼稚園、園舎が使わんでよくなるわけでしょう。そしたら、橋本東保育園も使わなくて済みますよね。橋本保育園、幼稚園はもう潰しましたけど、橋本保育園も使わなくて済む。いろんなところに施設があるわけよ。それをどないかして活用していくというんか、どうしても悪い、使いにくいところは若干手を加えてあげても、その青年なりに使わしてあげると。居場所をつくってやるということは、考えられるんちゃうかということなんで、その辺は、健康福祉部長、もっと積極的に取り組んでもらわないと困りますので、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）議員の質問のご趣旨等をいただきまして、今後、事業者の方々とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）そういう答弁をいただいても、もうはっきり言えば、教育長ともちょっと話もさしていただいておりますし、市長ともいろいろ、事あるごとにそういう話をさしていただいております。せやから、これはもうきょうはここでどうのという話やね。市長が答弁していただけるそうなんで、はい、すいませんが。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

とらいあぐるの皆さんも、大変古い施設でいろいろやっていたのは十分理解をしております。先ほど辻本議員が言われた場所についても、内々では検討をさせていただいております。ただ、ちょっと国体が終わるまでお待ちをいただきたいなど。

ちょっと今、橋本保育園についても、ちょっと別のところをそこへ持ってきてあげようかなど、これは私のひとり言として聞いてほしいんですけども、ちょっと同じ保育園でやっぱり手狭になったところがあるんで、そこへ持ってきてあげたいなど、子ども課とも調整もしております。

先ほど言われた学童保育所の跡も、非常にいい施設なんで、そこに持ってくるのがいけるかどうか、ちょっと内部で検討させていただいて、問題がなければ、またとらいあぐるとも相談をさせていただくということも考えています。

補助金についても、一度調べさしてもらい



まして、結果を出していきたいと思います。

あそこを使うにしても、今現在国体の倉庫になっておりますので、国体が終わらなければどうしようもないという現状もありますので、十分辻本議員の意見も聞かしていただいて、もう少し時間をいただければなと思いますので、もう少しよろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）市長、ありがとうございます。

教育長ともいろいろそういう話をしております、今言われた部分と、東保育園は、私と9番議員とも地元でありますので、その跡地利用についても、今後地元区とのいろいろお話し合いをさしてもらわんといかんと思うんです。そんな中でも、いろいろ検討できるのかなと思いますので、市長、答弁いただいたとおり、27年度中に何らかの形で格好をつけていただいたらいいと思いますので、よろしくお話しときます。

続いて、3番の検討委員会の件なんですけれども、一応立ち上げていただいたということなんです、実際のところ、気にはなっておったんですけども、私も2回もこの質問をしていながら、検討委員会を立ち上げたときに、何の報告もなかったというのが、大変残念なんです。

自分は、何でこの問題についてかかわってきて、一般質問しているんだと。ほんで、あなた、自分が聞きにいけへんで悪いって言われたらそれまでですけども、聞かしていただいたときにはちょっと遅れとって、何月には立ち上げる予定ですということしか聞いてなかったんでね。実際立ち上げたら立ち上げたで、どういう内容になっているのかというところまで含めて、やはり責任持ってお知らせしていただくというのが、僕は基本ではないのかなと思うんです。

先ほど答弁いただいたんですけども、第1回が早急にやられていますね。開催して、第2回といっても、これは県の事業に参加をしているだけなんですよね。そしたら、それ以降何にもしてないでしょう。全く、平成24年9月14日から以降、全く何にもしてない。何のための検討委員会なんです。検討委員会の要綱っていうのは、どういうふうになっているか教えてほしかったんですけども、そんなも含めていきますと、何のために検討委員会をこしらえておるんだらうということになりますね。ただ、ほんまに言われて、形だけこしらえたというんでは、こんな話になりませんか。

田辺市なんか、もう積極的にやっていますよ、前も言わしてもうたけど。せやから、検討委員会の検討事項というのはどういうもんなんやということを、きちっと挙げて、やらんなんことはあるわけでしょう。ひきこもりの状態にある青少年についての支援活動に関することとか、これは田辺市の設置要綱ですよ。前項に規定する青少年に関する問題点等について検討すること、ひきこもりの予防活動に関すること、ひきこもりに関する研修や研究会に関すること、前各号に掲げるもののほか、委員会の目的達成のために必要な事項に関することということで、田辺市は検討委員会設置要綱の中で、検討事項を書いております。

そんな中でいきますと、組織もきちっとされておるんですけども、その辺、橋本市はどういうふうになっておるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）橋本市ひきこもり者支援検討会要綱でございますけれども、この所掌事項といたしましては、次の事項について検討を行うということで、ひきこもり者及びその家族の支援に関すること、ひきこ

もり者の情報共有及び関係者の連携に関する  
こと、その他市長が必要と認める事項に関す  
ることとなっております。なお、構成につき  
ましては、教育委員会部局の学校教育課長、  
社会教育課長、健康福祉部の健康課長、福祉  
課長、の指名する者と、あるいはその他ひき  
こもり者の相談支援活動を行っている団体の  
長ということになってございます。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）全く絵に描いた餅とい  
いますか、会議をしてないんやからね。こん  
なもん、絵に描いた餅と一緒にですね。せやか  
ら、今回こういう質問をさしていただいとる  
んで、やはり今後の実態調査に向けてと、い  
ろんな関係、居場所づくりも含めて、やはり  
できるだけ早い機会にこのひきこもり者支援  
検討会を開いていただきたいと思うんですけ  
ど、それについてご答弁いただけますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、この設  
立のときの構成メンバー等々を考えますと、  
教育委員会と福祉部局、その他団体というこ  
とでございまして、当初の目的と申しますの  
は、やはりひきこもりってというのは、前に質  
問のございました不登校関係、教育関係から  
そのままひきこもりに入るケースが多いとい  
うことで、そこらあたりの切れ目のない支援  
体制の確立というのが、大きな目的であるの  
かなと考えております。

ただ、議員の質問事項、趣旨等をいただき  
まして、今後この検討会が十分機能を発揮す  
るように、運営に努めてまいりたいと考えま  
す。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）よろしくお願ひしとき  
たいと思いますけども、この委員会の長って  
いうのはどなたがされておるんですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）特に長という  
のは決めてございません。ただ、事務局とし  
ては、健康福祉部の福祉課に置くということ  
になっておりまして、事務局が招集するとい  
うことになってございます。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）事務局がどこまで、事  
務局というたら、もう事務局でしょう。こう  
いう検討委員会をこしらえたら、当然責任者  
がおるのは当たり前でしょう。委員長がおっ  
て、副委員長がおって、その人たちが中心と  
なって委員を招集して、会議を開いていくと。  
中身についてもどういう議題で、どういう話  
をしていくんだということを引きちと決めて  
やっていくのが、本来の姿でしょう。

事務局だけしかおれへんから、結局は絵に  
描いた餅で、何にもしていないんです。そう  
でしょう。もうちょっと責任を持って、せっ  
かくつくるんやったら、もう少しきちとした  
検討会をつくっていかんと、全く進まない  
でしょう。

これ、長がおって、副もおったら、こんな  
状態で何年もほったらかしで検討会を開いて  
ないということは、あり得ん話なんです。事  
務局だけでやっ取るから、そういうことにな  
るんです。

早急にこれを開いていただいて、長や副を  
決めて、役を決めて、今後その人を中心にし  
て、検討委員会を回していくというぐらいの  
ことをやってもらいたいんです。

それはもうお願いしておきます。もう、何  
ぼ言うてもあんまりあれなんで、もうお願い  
しときます。

そしたら、もう一応1番の分はそれで終わ  
りたいと思います。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、嘱  
託職員の賃金と再任用制度に関する質問に対  
する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）嘱託職員の賃金と再任用制度のご質問についてお答えします。

まず、嘱託職員の賃金についてのおたただしですが、賃金の額は、担当する業務または職務の種類、形態並びに業務または職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づくほか、正規職員の給料や他の自治体の嘱託職員の賃金、民間事業の従業者の賃金などを考慮して決定するものとしています。

そのうち、一般事務職においては、一般行政職の高卒初任給をベースとして月額支給し、一時金についても、正規職員と同等の支給割合であり、また通勤費用についても、正規職員と同様となっています。

また、保育士や介護支援専門員など専門職においては、その専門性から経験年数も考慮した賃金とし、一般事務職においても、公民館長など管理職としての責任がある職種や、行政職の豊富な経験や知識を生かしてもらう市のOB職員については、一定の職責に応じ、賃金を決定しているところです。

議員ご指摘のとおり、現在一般事務職の嘱託職員の場合、経験年数を考慮した賃金体系となっていません。しかしながら、本市において長期に勤務を継続し、行政知識を蓄積された嘱託職員もいることも事実です。

このことから、専門性の高い部門については、他市の状況も参考しながら検討させていただきたいと思えます。なお、来年度の非正規職員の賃金については、本年の人事院勧告において、若年層に重点を置いた給料表の引き上げと、期末・勤勉手当の引き上げがなされたことから、正規職員の給与改定をもとに、賃金の見直しを行う予定です。

なお、平成25年度の市民病院を除く嘱託職員数は170人で、平成26年11月1日現在では、

181人です。また、平成25年度の市民病院を除く嘱託職員の時間外賃金の支払い人数は154人で、時間数は1万2,607時間、金額にして1,420万4,954円です。

次に、今後の嘱託職員の要員と雇用計画ですが、橋本市に限らず、地方公共団体においては、限られた財源の中で、正規職員の削減を中心とした人件費の抑制を行いながら、最小コストで最も効率的な行政サービスの提供が求められています。

一部民間委託により、嘱託職員の減少する職種もありますが、今後も求められる行政サービスの提供を行うためには、計画的な嘱託職員、臨時職員の配属が必要と考えており、市職員の退職者の再雇用をあわせ、嘱託・臨時職員の計画的な配置を考えていきたいと思えます。

最後に、再任用制度についてですが、現在の再任用に関する条例は、基礎年金部分の支給開始年齢引き上げに伴い、必要に応じ、再任用職員として雇用できるとした条例で、再任用された職員は、正規職員と同様の身分保障となり、定数内職員となります。

この再任用制度に基づく雇用になりますと定数に加算されることから、新規採用枠が減少し、職員の新陳代謝が図れなくなります。また、平成25年度より、退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図るとともに、退職職員の能力を十分活用するため、先ほど説明しました再任用制度も含め、地方の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう、国から要請があったところです。

このことから、本市では、職員定数や現状の嘱託職員の雇用とのバランスを考慮するとともに、今まで培ってきた能力を活用してもらう観点から、一般事務職である嘱託職員の

賃金に比べ、若干上回る賃金設定としているところでは。

なお、この退職者の再雇用については、原則公的年金支給開始年度末までの雇用期間としていることから、昨年度及び本年度の定年退職者は1年間の雇用、それ以降は2年ごとに雇用期間が1年ずつ延び、最大5年間の雇用となります。

人事院では、定年の段階的な延長や再任用制度の活用の拡大も検討されているところがありますので、今後の動向を注視してまいります。現段階では現行の嘱託職員として雇用をしております。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君、再質問ありますか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）1番のところなんですけども、基本的に、前も言わしていただいたんですけども、なぜ市職員のOBと一般的な嘱託職員の賃金に差があるんかっていうことは、全く理解が、私はできませんね。

特に、一般の嘱託職員の方につきましては、これは地方自治法でいきますと1年契約ということで、本来は1年で切っていくか、市としての便宜上といいますか、地方自治法を破ってといいますか、無視した中で、便宜的に継続して採用しておるわけでしょう。

そしたら、もう5年、10年という方が結構おられますね。5年、10年おっても13万8,400円、今年採用された一般の嘱託職員であっても13万8,400円。これは、いかにもおかしい話ではないのかなど。

なおかつ市職員のOBは、今年採用されても15万円なんです。1万円以上の差がある。これについては、やはり是正をしていくというのが、私は基本やと思うんです。

実際のところ、本当に一般的な嘱託職員、

かなり正職員に劣らないというか、頑張って仕事をやっていただいています。そんな中で、ぱーんと市の職員OBやから、嘱託になったら15万円もうて、その方たちは5年、10年働いてとっても13万8,400円って、あまりにもひどいんじゃないですか。

やはり、その人たちにも少しは見直しをしてあげて、5年経験、これは勤続といいますと、自治法の関係でいきますと違反になりますので、経験年数が5年なら5年、3年なら3年、3年、5年、7年、10年とか、こういう区切りで賃金体系をこしらえておけば、何の問題は、私はないと思うんです。

その辺も含めて、やはりきちっと見直しをしてあげてほしいなと思うんですけれども、それについて、今年は人事院勧告がありましたんで、嘱託職員の賃金が見直しされるということなんですけども、いい機会なんで、この際そのことも踏まえた中で、一定の見直しをしていただけたらと思うんですけども、これは前も言いましたが、どうも前の副市長は反対のご考えでしたね。

その当時の企画部長は、割と理解をされなかったと思うんですが、この方が、今回の副市長になった途端に、前の副市長と同じような考え方をされようなんですけども、この場所で、一度お考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）立場が変わった途端にというご指摘を受けたわけなんですけど、そういうわけでもないんですけども、もう議員もご指摘のとおり、地方公務員法の枠組みがございまして、嘱託職員、臨時職員については1年の有期の契約と。便宜的に続いて来ていただいている方もおられるわけなんですけども、これについても、一旦やめていただいて、その場所に必要な雇用が生まれてお

れば、一応選考さしていただいて、適当な方であれば再度来ていただくという形になっております。

その中で、先ほど議員のほうからもご指摘があったんですけども、長期にわたってご苦労いただいております、正職員にかかわらぬ働きをしていただいておりますというふうな評価もさしていただいております。

なかなかそのあたりで、賃金の問題というのは難しい点があるわけですが、確かに先般来、この辺が地方公務員制度の枠組みの解釈についても、裁判事例等も若干積み上がっております、いろんな形で裁判所の判例も、裁判所の考え方ということも、一応示されております。

以前ですと、うちは先進的に期末手当等も支給しておったんですけども、これについても、かなり微妙な点があったわけですが、これも現在の考え方でいきますと、認められる範囲に入ってきたというようなこともございますので、総務省のほうも若干ちょっと研究会等もされまして、見直しの指針等も出ておまして、そこらもちょっと現在研究しておる最中でございます。

議員ご指摘のようなことについても、経験年数というか勤続期間でというのが、先ほど議員が言われたとおりでございます、若干問題が、これは現在もあります。ただし、職務の困難性でありますとか、スキルを積み上げていただくことによって、より責任の重い立場あるいは困難な形の職務ということにあたっていただくということも考えられますので、そういうことも含めまして、あたっていただく職務に合った給与の差異のついた段階的な給与設定というのは可能というような考え方も出てきていますので、そこらも踏まえまして、一度ちょっと検討はさせていただきたいと考えております。

ただ、今回、先ほども議員もご指摘あったわけですが、基本的なところの給与のベースアップがございまして、期末手当が主になると思いますが、そこらあたりもまだちょっと関連組合との交渉も今後ということになっておりますので、今ちょうどこれからそういうことを見直すシーズンでもございまして、そこらあたり、議員のご指摘の点も含めまして、再度きっちり検討させていただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）地方自治法で束縛されておるといふ難しい問題もあるんですが、もう破っているところはたくさんありますんで、実例がね。地方創生、地方分権、この観点からいきますと、一定法の抜け道といいますか、うまく考えていけば、先ほど言いましたとおり、経験年数という形の中で賃金体系をつくっておけば、何ら問題はないと、私は思いません。

そういうことも含めまして、前向きに検討してあげてほしいなと思うんです。やはり、これだけたくさん嘱託職員がおられますんで、その方に負うところ、結構あります。その方のモチベーションがやっぱり下がるといふことのないように、やっぱりそういう待遇面できちっとしてやるというのが基本やと思っておりますので、ぜひとも見直しをお願いしたいなと思っております。

人事院勧告があつて、ベースが若干上がるということなんですけども、それは13万8,400円の嘱託職員も15万円の嘱託職員も上がるということなんです、そうでしょう。そうになると、何ら変わりがないと、今までと変わらないということになります。

そして、私は基本的には嘱託職員についても、民間と同じような形で、人事考課はやはりきちっとやっていく。そんな中で、年末臨

給とか夏季臨給ですね。年間臨給の中に反映さしていくとか、賃金アップに反映さしていくとか、その辺のことをやはり勉強していただいて、きちっとした仕事のやる人には、やはりそれなりの対価を与えていくということは大事だと思いますので、その辺はきちっとしていただきたいなと思います。

ちょっと時間ありませんので、もう最後の再任用のところなんですけど、2番はもう別にあれなんで、再任用のところなんで、これは現在ほんまのいう再任用制度を採用していないということなんで、それはもう仕方ないと思うんです。

これについても、本来地方独自でやってい

ければ一番ええかなと思うんですけども、今の再任用制度であれば、定数枠内ということで、大変難しい問題が発生しますので、これはあまり進められないな。僕も進められないなと思いますんで、今のやり方で、当面やっていただいたらええかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後2時00分 休憩）